

東京都 PCR 等検査無料化事業実施基準

3 福保感防第 2 4 1 8 号

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

(目的)

第 1 条 この実施基準は、東京都 PCR 等検査無料化事業実施要綱（令和 3 年 1 2 月 1 7 日 3 福保感防第 2 4 1 7 号）第 7 条第 3 項第 6 号に定める都が必要と認める事項を定めることを目的とする。

(事項)

第 2 条 事業者は、以下の事項に従い、事業を実施しなければならない。

| 事項 | 内容 |
|--------|---|
| 検査の実施 | 東京都から行政検査の実施依頼があった場合は、行政検査の実施を優先すること。 |
| 検査結果通知 | 検査結果が陽性であった場合は、受検者へ速やかに医療機関の受診又は受診・相談センターへ相談するよう勧奨すること。 |
| | 検査結果が陽性であった場合は、受検者の個人情報速やかに東京都 PCR 等検査無料化事業事務局へ報告すること。 |
| その他 | 東京都が行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する取組（広報等）に協力すること。 |

附 則

この実施基準は、決定の日から施行する。